

子ども手当財源の地方負担に反対する意見書

平成22年度予算案に、中学校卒業までの子ども1人あたりに月額1万3千円を支給する子ども手当に関する事項が盛り込まれたが、その給付総額は2兆2,554億円にのぼることから、月額2万6千円の支給となる平成23年度以降は、さらなる財源の確保が必要となる。

また、来年度は児童手当との併給になり、地方自治体と事業主にも費用負担が求められるため、一部の地方自治体では給付事務のボイコットを表明し、地方六団体が、昨年12月に「子ども手当の地方負担に反対する緊急声明」を出すなど、実際に子ども手当を支給できるのか懸念されるところである。

なお、報道機関が行った各都道府県知事へのアンケート調査でも、子ども手当の全額国庫負担を求める声が大勢を占めている。

よって、国会及び政府においては、子ども手当に関する下記の事項について、特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 平成22年度予算においては、地方自治体の事務負担や費用負担に十分配慮すること。また、平成23年度以降は国の責任において実施し、その財源は全額国庫負担とすること。
- 2 納税者の理解が得られるよう、子ども手当の創設によって目指す我が国のあり方に関する中長期ビジョンと、平成23年度以降の財源確保の展望を示すこと。
- 3 子ども手当のような現金の直接給付だけではなく、子育てをしやすい環境整備にも配慮すること。
- 4 平成23年度以降の制度設計においては、国と地方の役割分担のあり方を明確化すること。また、国と地方が十分に意見交換できる場を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年（2010年）3月30日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
厚生労働大臣

（提出者）全議員